現行

改正案

第1条~第2条 省略

(国民健康保険の被保険者に係る所得割額)

第3条 前条第2項の所得割額は、賦課期日の属する年の前年の所得に係る地方 税法(昭和25年法律第226号。以下「法」という。)第314条の2第1項に規定する 総所得金額及び山林所得金額の合計額から同条第2項の規定による控除をし た後の総所得金額及び山林所得金額の合計額(以下「基礎控除後の総所得金額 等」という。)に100分の6.56を乗じて算定する。

2 省略

(国民健康保険の被保険者に係る被保険者均等割額)

第4条 第2条第2項の被保険者均等割額は、被保険者1人について<u>26,700円</u>とする。

(国民健康保険の被保険者に係る世帯別平等割額)

- 第5条 第2条第2項の世帯別平等割額は、次の各号に掲げる世帯の区分に応じ、 それぞれ当該各号に定める額とする。
 - (1) 特定世帯(特定同一世帯所属者(国民健康保険法第6条第8号の規定により被保険者の資格を喪失した者であつて、当該資格を喪失した日の前日以後継続して同一の世帯に属するものをいう。以下同じ。)と同一の世帯に属する被保険者が属する世帯であつて同日の属する月(以下この号において「特定月」という。)以後5年を経過する月までの間にあるもの(当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。)をいう。次号、第7条の2及び第21条において同じ。)及び特定継続世帯(特定同一世帯所属者と同一の世帯に属する被保険者が属する世帯であつて特定月以後5年を経過する月の翌月から特定月以後8年を経過する月までの間にあるもの(当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。)をいう。第3号、第7条の2及び第21条において同じ。)以外の世帯 21,100円
 - (2) 特定世帯 10,550円
 - (3) 特定継続世帯 15,825円

(国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の所得割額)

第6条 第2条第3項の所得割額は、<u>賦課期日の属する年の前年の所得に係る</u>基礎 控除後の総所得金額等に100分の2.52を乗じて算定する。

第7条 省略

(国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割

第1条~第2条 省略

(国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の所得割額)

第3条 前条第2項の所得割額は、賦課期日の属する年の前年の所得に係る地方 税法(昭和25年法律第226号。以下「法」という。)第314条の2第1項に規定する 総所得金額及び山林所得金額の合計額から同条第2項の規定による控除をし た後の総所得金額及び山林所得金額の合計額(以下「基礎控除後の総所得金額 等」という。)に100分の6.92を乗じて算定する。

2 省略

(国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額)

第4条 第2条第2項の被保険者均等割額は、被保険者1人について<u>27,600円</u>とする。

(国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の世帯別平等割額)

- 第5条 第2条第2項の世帯別平等割額は、次の各号に掲げる世帯の区分に応じ、 それぞれ当該各号に定める額とする。
 - (1) 特定世帯(特定同一世帯所属者(国民健康保険法第6条第8号の規定により被保険者の資格を喪失した者であつて、当該資格を喪失した日の前日以後継続して同一の世帯に属するものをいう。以下同じ。)と同一の世帯に属する被保険者が属する世帯であつて同日の属する月(以下この号において「特定月」という。)以後5年を経過する月までの間にあるもの(当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。)をいう。次号、第7条の2及び第21条第1項において同じ。)及び特定継続世帯(特定同一世帯所属者と同一の世帯に属する被保険者が属する世帯であつて特定月以後5年を経過する月の翌月から特定月以後8年を経過する月までの間にあるもの(当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。)をいう。第3号、第7条の2及び第21条第1項において同じ。)以外の世帯 21,200円
 - (2) 特定世帯 10,600円
 - (3) 特定継続世帯 15,900円

(国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の所得割額)

第6条 第2条第3項の所得割額は、基礎控除後の総所得金額等に<u>100分の2.61</u>を 乗じて算定する。

第7条 省略

(国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割

額)

- 第7条の2 第2条第3項の世帯別平等割額は、次の各号に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。
 - (1) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 8,100円
 - (2) 特定世帯 4,050円
 - (3) 特定継続世帯 6,075円

第8条 省略

(介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額)

第9条 第2条第4項の被保険者均等割額は、介護納付金課税被保険者1人について11,500円とする。

(介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額)

第9条の2 第2条第4項の世帯別平等割額は、1世帯について5,900円とする。

第10条~第12条 省略

(納税義務の発生、消滅等に伴う賦課)

第13条 国民健康保険税の賦課期日後に納税義務が発生した者には、その発生 した日の属する月から、月割をもつて算定した第2条第1項の額(第21条の規定 による減額が行われた場合には、<u>同条</u>の国民健康保険税の額とする。以下この 条において同じ。)を課する。

2~8 省略

第14条~第20条 省略

(国民健康保険税の減額)

- 第21条 次の各号のいずれかに掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第2条第2項本文の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が令第56条の88の2第1項に規定する額を超える場合には、同項に規定する額)、第2条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からウ及びエに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が令第56条の88の2第2項に規定する額を超える場合には、同項に規定する額)並びに第2条第4項本文の介護納付金課税額からオ及びカに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が令第56条の88の2第3項に規定する額を超える場合には、同項に規定する額)の合算額とする。
 - (1) 令第56条の89第2項第2号イに掲げる区分に該当する世帯に係る納税義 務者

ア 国民健康保険の被保険者に係る被保険者均等割額 被保険者(第1条第

貊

- 第7条の2 第2条第3項の世帯別平等割額は、次の各号に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。
 - (1) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 8,000円
 - (2) 特定世帯 4,000円
 - (3) 特定継続世帯 6,000円

第8条 省略

(介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額)

第9条 第2条第4項の被保険者均等割額は、介護納付金課税被保険者1人について11,700円とする。

(介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額)

第9条の2 第2条第4項の世帯別平等割額は、1世帯について6,000円とする。

第10条~第12条 省略

(納税義務の発生、消滅等に伴う賦課)

第13条 国民健康保険税の賦課期日後に納税義務が発生した者には、その発生した日の属する月から、月割をもつて算定した第2条第1項の額(第21条の規定による減額が行われた場合には、<u>その減額後</u>の国民健康保険税の額とする。以下この条において同じ。)を課する。

2~8 省略

第14条~第20条 省略

(国民健康保険税の減額)

- 第21条 次の各号のいずれかに掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第2条第2項本文の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が令第56条の88の2第1項に規定する額を超える場合には、同項に規定する額)、第2条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からウ及びエに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が令第56条の88の2第2項に規定する額を超える場合には、同項に規定する額)並びに第2条第4項本文の介護納付金課税額からオ及びカに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が令第56条の88の2第3項に規定する額を超える場合には、同項に規定する額)の合算額とする。
 - (1) 令第56条の89第2項第2号イに掲げる区分に該当する世帯に係る納税義 務者

ア 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 被保

2項に規定する世帯主を除く。) 1人について 18,690円

- イ 国民健康保険の被保険者に係る世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区 分に応じ、それぞれに定める額
- (ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 14,770円
- (イ) 特定世帯 7,385円
- (ウ) 特定継続世帯 11,078円

ウ省略

- エ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平 等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額
- (ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 5,670円
- (イ) 特定世帯 2,835円
- (ウ) 特定継続世帯 4,253円
- オ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被 保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について 8,050円
- カ 介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額 1世帯について <u>4,1</u> 30円
- (2) 令第56条の89第2項第2号ロに掲げる区分に該当する世帯に係る納税義務者(前号に該当する者を除く。)
 - ア 国民健康保険の被保険者に係る被保険者均等割額 被保険者(第1条第 2項に規定する世帯主を除く。) 1人について 13,350円
 - イ 国民健康保険の被保険者に係る世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区 分に応じ、それぞれに定める額
 - (ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 10,550円
 - (1) 特定世帯 5,275円
 - (ウ) 特定継続世帯 <u>7,913円</u>

ウ 省略

- エ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平 等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額
- (ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 4,050円
- (イ) 特定世帯 2,025円
- (ウ) 特定継続世帯 <u>3,038円</u>
- オ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被 保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について 5,750円

険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について <u>19,320円</u>

- イ 国民健康保険の被保険者に係る<u>基礎課税額の</u>世帯別平等割額 次に掲 げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額
 - (ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 14,840円
 - (4) 特定世帯 7,420円
 - (ウ) 特定継続世帯 11,130円

ウ 省略

- エ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平 等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額
- (ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 5,600円
- (4) 特定世帯 2,800円
- (ウ) 特定継続世帯 4,200円
- オ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被 保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について 8,190円
- カ 介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額 1世帯について <u>4,2</u> 00円
- (2) 令第56条の89第2項第2号ロに掲げる区分に該当する世帯に係る納税義 務者(前号に該当する者を除く。)
 - ア 国民健康保険の被保険者に係る<u>基礎課税額の</u>被保険者均等割額 被保 険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について 13,800円
 - イ 国民健康保険の被保険者に係る<u>基礎課税額の</u>世帯別平等割額 次に掲 げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額
 - (ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 10,600円
 - (4) 特定世帯 5,300円
 - (ウ) 特定継続世帯 <u>7,950円</u>

ウ 省略

- エ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平 等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額
- (ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 4,000円
- (イ) 特定世帯 2,000円
- (ウ) 特定継続世帯 3,000円
- オ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被 保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について 5,850円

- カ 介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額 1世帯について <u>2,9</u> 50円
- (3) 令第56条の89第2項第2号ハに掲げる区分に該当する世帯に係る納税義務者(前2号に該当する者を除く。)
 - ア 国民健康保険の被保険者に係る被保険者均等割額 被保険者(第1条第 2項に規定する世帯主を除く。) 1人について 5,340円
 - イ 国民健康保険の被保険者に係る世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区 分に応じ、それぞれに定める額
 - (ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 4,220円
 - (イ) 特定世帯 2,110円
 - (ウ) 特定継続世帯 3,165円

ウ 省略

- エ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平 等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額
- (ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 1,620円
- (イ) 特定世帯 810円
- (ウ) 特定継続世帯 1,215円
- オ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被 保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について 2,300円
- カ 介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額 1世帯について <u>1,1</u> <u>80円</u>

- カ 介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額 1世帯について <u>3,0</u> <u>00円</u>
- (3) 令第56条の89第2項第2号ハに掲げる区分に該当する世帯に係る納税義 務者(前2号に該当する者を除く。)
- ア 国民健康保険の被保険者に係る被保険者均等割額 被保険者(第1条第 2項に規定する世帯主を除く。) 1人について 5,520円
- イ 国民健康保険の被保険者に係る世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区 分に応じ、それぞれに定める額
- (ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 4,240円
- (4) 特定世帯 2,120円
- (ウ) 特定継続世帯 3,180円

ウ省略

- エ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平 等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額
- (ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 1,600円
- (4) 特定世帯 800円
- (ウ) 特定継続世帯 1,200円
- オ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について 2,340円
- カ 介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額 1世帯について <u>1,2</u> 00円
- 2 国民健康保険税の納税義務者の属する世帯内に6歳に達する日以後の最初の 3月31日以前である被保険者(以下「未就学児」という。)がある場合における 当該納税義務者に対して課する被保険者均等割額(当該納税義務者の世帯に 属する未就学児につき算定した被保険者均等割額(前項に規定する金額を減 額するものとした場合にあつては、その減額後の被保険者均等割額)に限る。) は、当該被保険者均等割額から、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該 各号に定める額を減額して得た額とする。
 - (1) 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 次に 掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児1人について次に定める額
 - ア 前項第1号アに規定する金額を減額した世帯 4,140円
 - イ 前項第2号アに規定する金額を減額した世帯 6,900円
 - ウ 前項第3号アに規定する金額を減額した世帯 11,040円

(特例対象被保険者等に係る国民健康保険税の課税の特例)

第21条の2 国民健康保険税の納税義務者である世帯主又はその世帯に属する 国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が特例対象被保険者等 (法第703条の5の2第2項に規定する特例対象被保険者等をいう。第22条の2に おいて同じ。)である場合における第3条<u>及び前条</u>の規定の適用については、第 3条第1項中「規定する総所得金額」とあるのは「規定する総所得金額(第21条 の2に規定する特例対象被保険者等の総所得金額に給与所得が含まれている 場合においては、当該給与所得については、所得税法(昭和40年法律第33号)第 28条第2項の規定によつて計算した金額の100分の30に相当する金額によるも のとする。次項において同じ。)」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条 の2第2項」と、前条第1号中「総所得金額」とあるのは「総所得金額(次条に規 定する特例対象被保険者等の総所得金額に給与所得が含まれている場合にお いては、当該給与所得については、所得税法第28条第2項の規定によって計算 した金額の100分の30に相当する金額によるものとする。次号及び第3号にお いて同じ。)」とする。

第22条~第26条 省略

付 則

1 省略

(公的年金等に係る所得に係る国民健康保険税の課税の特例)

2 当分の間、世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が、前年中に所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得について同条第4項に規定する公的年金等控除額(年齢65歳以上である者に係るものに限る。)の控除を受けた場合における第21条の規定の適用については、同条中「法第703条の5に規定する総所得金額」とあるのは、「法第703条の5に規定する総所得金額(所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得については、同条第2項第1号の規定によって計算した金額から15

- エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯 13,800円
- (2) 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者 均等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれの未就学児1人について 次に定める額
- ア 前項第1号ウに規定する金額を減額した世帯 1,650円
- <u>イ</u> 前項第2号ウに規定する金額を減額した世帯 2,750円
- ウ 前項第3号ウに規定する金額を減額した世帯 4,400円
- エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯 5,500円

(特例対象被保険者等に係る国民健康保険税の課税の特例)

第21条の2 国民健康保険税の納税義務者である世帯主又はその世帯に属する 国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が特例対象被保険者等 (法第703条の5の2第2項に規定する特例対象被保険者等をいう。第22条の2に おいて同じ。)である場合における第3条及び前条第1項の規定の適用について は、第3条第1項中「規定する総所得金額」とあるのは「規定する総所得金額(第 21条の2に規定する特例対象被保険者等の総所得金額に給与所得が含まれて いる場合においては、当該給与所得については、所得税法(昭和40年法律第33 号)第28条第2項の規定によつて計算した金額の100分の30に相当する金額に よるものとする。次項において同じ。)」と、「同条第2項」とあるのは「法第 314条の2第2項」と、前条第1項第1号中「総所得金額及び」とあるのは「総所 得金額(次条に規定する特例対象被保険者等の総所得金額に給与所得が含ま れている場合においては、当該給与所得については、所得税法第28条第2項の 規定によつて計算した金額の100分の30に相当する金額によるものとする。次 号及び第3号において同じ。)及び」とする。

第22条~第26条 省略

付 則

1 省略

(公的年金等に係る所得に係る国民健康保険税の課税の特例)

2 当分の間、世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が、前年中に所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得について同条第4項に規定する公的年金等控除額(年齢65歳以上である者に係るものに限る。)の控除を受けた場合における第21条第1項の規定の適用については、同条中「法第703条の5第1項に規定する総所得金額」とあるのは、「法第703条の5第1項に規定する総所得金額(所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得については、同条第2項第1号の規定によって計

0,000円を控除した金額によるものとする。)」とする。

(上場株式等に係る配当所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)

3 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第33条の2第5項の配当所得等を有する場合における第3条、第6条、第8条及び第21条の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額」と、第21条中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額」とする。

(長期譲渡所得に係る国民健康保険税の課税の特例)

4 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第34条第4項の譲渡所得を有する場合における第3条、第6条、第8条及び第21条の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額(租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条の1項、第35条の2第1項、第35条の3第1項又は第36条の規定に該当する場合には、これらの規定の適用により同法第31条第1項に規定する長期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額。以下この項において「控除後の長期譲渡所得の金額」という。)の合計額から法第314条の2第2項」と、「及び山林所得金額の合計額(」とあるのは「及び山林所得金額並びに控除後の長期譲渡所得の金額の合計額(」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額」と、第21条中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額」とする。

5 省略

(一般株式等に係る譲渡所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)

6 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第35条の2第5項の一般株式等に係る譲渡所得等を有する場合における第3条、第6条、第8条及び第21条の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35

算した金額から150,000円を控除した金額によるものとする。)」とする。 (上場株式等に係る配当所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)

3 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第33条の2第5項の配当所得等を有する場合における第3条、第6条、第8条及び<u>第21条第1項</u>の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額」と、第21条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得金額並びに法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額」とする。

(長期譲渡所得に係る国民健康保険税の課税の特例)

世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世 帯所属者が法附則第34条第4項の譲渡所得を有する場合における第3条、第6 条、第8条及び第21条第1項の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林 所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附 則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額(租税特別措置法(昭和32年法 律第26号) 第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第 34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項、第35条の3第1項又は第36条の 規定に該当する場合には、これらの規定の適用により同法第31条第1項に規定 する長期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額。以下この項にお いて「控除後の長期譲渡所得の金額」という。)の合計額から法第314条の2第 2項」と、「及び山林所得金額の合計額(」とあるのは「及び山林所得金額並び に控除後の長期譲渡所得の金額の合計額(」と、同条第2項中「又は山林所得金 額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第34条第4項に規定する長 期譲渡所得の金額」と、第21条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及 び山林所得金額並びに法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額」と する。

5 省略

(一般株式等に係る譲渡所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)

6 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第35条の2第5項の一般株式等に係る譲渡所得等を有する場合における第3条、第6条、第8条及び<u>第21条第1項</u>の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則

条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額」と、第21条中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額」とする。

(上場株式等に係る譲渡所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)

7 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第35条の2の2第5項の上場株式等に係る譲渡所得等を有する場合における第3条、第6条、第8条及び第21条の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額」と、第21条中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額」とする。

(先物取引に係る雑所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)

8 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第35条の4第4項の事業所得、譲渡所得又は雑所得を有する場合における第3条、第6条、第8条及び第21条の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」と、第21条中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」とする。

(土地の譲渡等に係る事業所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)

9 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第33条の3第5項の事業所得又は雑所得を有する場合における第3条、第6条、第8条及び<u>第21条</u>の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しく

第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額」と、第21条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額」とする。

(上場株式等に係る譲渡所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)

一世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第35条の2の2第5項の上場株式等に係る譲渡所得等を有する場合における第3条、第6条、第8条及び<u>第21条第1項</u>の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額」と、第21条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額」とする。

(先物取引に係る雑所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)

8 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第35条の4第4項の事業所得、譲渡所得又は雑所得を有する場合における第3条、第6条、第8条及び<u>第21条第1項</u>の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」と、<u>第21条第1項</u>中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」とする。

(土地の譲渡等に係る事業所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)

9 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第33条の3第5項の事業所得又は雑所得を有する場合における第3条、第6条、第8条及び<u>第21条第1項</u>の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは

は山林所得金額又は法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」と、<u>第21条</u>中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」とする。

(特例適用利子等に係る国民健康保険税の課税の特例)

10 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律(昭和37年法律第144号)第8条第2項に規定する特例適用利子等、同法第12条第5項に規定する特例適用利子等又は同法第16条第2項に規定する特例適用利子等に係る利子所得、配当所得、譲渡所得、一時所得及び雑所得を有する場合における第3条、第6条、第8条及び第21条の規定の適用については、第3条第1項中「山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「山林所得金額並びに外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律(昭和37年法律第144号)第8条第2項(同法第12条第5項及び第16条第2項において準用する場合を含む。)に規定する特例適用利子等の額(以下この条及び第21条において「特例適用利子等の額」という。)の合計額から法第314条の2第2項」と、「山林所得金額の合計額(」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用利子等の額」と、第21条中「山林所得金額」とあるのは「古本財務金額」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用利子等の額」と、第21条中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用利子等の額」と、第21条中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用利子等の額」と、第21条中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用利子等の額」と、第21条中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用利子等の額」と、第21条中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用利子等の額」と、第21条中「山林所得金額」と、第21条中「山林所得金額」と、第21条中「山林所得金額」と、第21条中に加味の発売を表記されば、第21条件に対しては、第21条件に対し、第21条件に対しては、第21条件に対し、第21条件に対しては、第21条件に対しては、第21条件に対しては、第21条件に対しては、第21条件に対しては、第21条件に対しては、第21条件に対しては、第21条件に対しては、第21条件に対し、第21条件に対しては、第21条件に対しては、第21条件に対しては、第21条件に対しては、第21条件に対しては、第21条件に対しては、第21条件に対しに対しては、第21条件に対しては、第21条件に対しては、第21条件に対しては、第21条件に対しては、第21条件に対しては、第21条件に対しては、第21条件に対しては、第21条件に対しては、第21条件に対しては、第21条件に対しては、第21条件に対しが、第21条件に対しが、第21条件に対しが、第21条件に対しが、第21条件に対しが、第21条件に対しが、第21条件に対しが、第21条件に対しが、第21条件に対しが、第21条件に対しが

(特例適用配当等に係る国民健康保険税の課税の特例)

11 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律第8条第4項に規定する特例適用配当等、同法第12条第6項に規定する特例適用配当等又は同法第16条第3項に規定する特例適用配当等に係る利子所得、配当所得及び雑所得を有する場合における第3条、第6条、第8条及び第21条の規定の適用については、第3条第1項中「山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「山林所得金額並びに外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律第8条第4項(同法第12条第6項及び第16条第3項において準用する場合を含む。)に規定する特例適用配当等の額(以下この条及び第21条において「特例適用配当等の額」という。)の合計額から法第314条の2第2項」と、「山林所得金額の合計額(」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用配当等の額の合計額(」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額文は特例適用配当等の額」と、第21条中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用配当等の

「若しくは山林所得金額又は法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」と、第21条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」とする。

(特例適用利子等に係る国民健康保険税の課税の特例)

10 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世 帯所属者が外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等 に関する法律(昭和37年法律第144号)第8条第2項に規定する特例適用利子等。 同法第12条第5項に規定する特例適用利子等又は同法第16条第2項に規定する 特例適用利子等に係る利子所得、配当所得、譲渡所得、一時所得及び雑所得を 有する場合における第3条、第6条、第8条及び第21条第1項の規定の適用につい ては、第3条第1項中「山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「山 林所得金額並びに外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非 課税等に関する法律(昭和37年法律第144号)第8条第2項(同法第12条第5項及 び第16条第2項において準用する場合を含む。)に規定する特例適用利子等の 額(以下この条及び第21条第1項において「特例適用利子等の額」という。)の 合計額から法第314条の2第2項」と、「山林所得金額の合計額(」とあるのは「山 林所得金額並びに特例適用利子等の額の合計額(」と、同条第2項中「又は山林 所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は特例適用利子等の額」と、 第21条第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用利 子等の額」とする。

(特例適用配当等に係る国民健康保険税の課税の特例)

11 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律第8条第4項に規定する特例適用配当等、同法第12条第6項に規定する特例適用配当等又は同法第16条第3項に規定する特例適用配当等に係る利子所得、配当所得及び雑所得を有する場合における第3条、第6条、第8条及び第21条第1項の規定の適用については、第3条第1項中「山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「山林所得金額並びに外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律第8条第4項(同法第12条第6項及び第16条第3項において準用する場合を含む。)に規定する特例適用配当等の額(以下この条及び第21条第1項において「特例適用配当等の額」という。)の合計額から法第314条の2第2項」と、「山林所得金額の合計額(」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用配当等の額の合計額(」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は特例適用配当等の額」と、第21条第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに

額」とする。

(条約適用利子等に係る国民健康保険税の課税の特例)

12 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世 帯所属者が和税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例 等に関する法律(昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。) 第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等に係る利子所得、配当所得、譲 渡所得、一時所得及び雑所得を有する場合における第3条、第6条、第8条及び 第21条の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額の合計額か ら同条第2項」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等の実施に伴う 所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律(昭和44年法律第46 号。以下「租税条約等実施特例法」という。)第3条の2の2第10項に規定する条 約適用利子等の額の合計額から法第314条の2第2項」と、「及び山林所得金額 の合計額(」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条 の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額の合計額(」と、同条第2項中「又 は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は租税条約等実施特例 法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額」と、第21条中「及び山 林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3 条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額」とする。

(条約適用配当等に係る国民健康保険税の課税の特例)

13 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等に係る利子所得、配当所得及び雑所得を有する場合における第3条、第6条、第8条及び第21条の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律(昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。)第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額の合計額から法第314条の2第2項」と、「及び山林所得金額の合計額(」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額の合計額(」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額」と、第21条中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額」と、第

以下省略

特例適用配当等の額」とする。

(条約適用利子等に係る国民健康保険税の課税の特例)

12 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世 帯所属者が和税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例 等に関する法律(昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。) 第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等に係る利子所得、配当所得、譲 渡所得、一時所得及び雑所得を有する場合における第3条、第6条、第8条及び 第21条第1項の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額の合 計額から同条第2項」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等の実施 に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律(昭和44年法律 第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。)第3条の2の2第10項に規定す る条約適用利子等の額の合計額から法第314条の2第2項」と、「及び山林所得 金額の合計額(」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法 第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額の合計額(」と、同条第2項 中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は租税条約等実 施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額」と、第21条第1項 中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施 特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額」とする。

(条約適用配当等に係る国民健康保険税の課税の特例)

13 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等に係る利子所得、配当所得及び雑所得を有する場合における第3条、第6条、第8条及び第21条第1項の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律(昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。)第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額の合計額から法第314条の2第2項」と、「及び山林所得金額の合計額(1)とあるのは「及び山林所得金額がびた知税条

「及び山林所得金額の合計額(」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額の合計額(」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額」と、第21条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額」とする。

以下省略